

受託調査制度

地質調査所では全国の地質や地下資源についての調査即ち、地質図の作成や金属・非金属・石炭・石油・天然ガス、土地に関連した治山・治水や水脈（工業用水・温泉等）の調査に関して、広くどなたにも利用できるよう受託調査の制度を設けております。

手続は次の様式による受託調査申請書2通を地質調査所長あてに提出していただきます。

受託調査申請書

1. 調査目的
2. 調査箇所
3. 調査期間
4. 鉱業権者又は鉱業代理人の同意書
上記に依り技術官派遣方願度く申請致します。

昭和 年 月 日

申請者住所氏名印

通商産業大臣 殿

通商産業部内職員受託出張規則案内書

昭和22年8月8日総理庁・商工省令第3号

- 第1条 通商産業省又はその所屬庁の所管事項について、調査、試験、分析鑑定、講習、講話、等のための職員出張の申請は、別に規定する場所を除くの外、本則の定むるところに依る。
- 第2条 申請者は出張事項、出張地名、出張期間を記載した申請書を当該官庁に差し出さなければならない。
- 第3条 申請者は、職員の出張について左に掲げる費用の15割を負担しなければならない。但し、当該官庁においてその必要がないと認める場合はこの限りではない。
1. 内国旅費規則に依る旅費。
 1. 器具機械費、通信費、人夫費其の必要な費用。
- 第4条 地質、鉱床又は水脈（温泉を含む）、物理探鉱又は試錐の調査については、申請書は前条の費用の外、地質、鉱床、水脈調査は毎1件1日に付き170円、物理探鉱、試錐の調査は毎1日につき350円の手数料を出張日数に応じて納めなければならない。
- 第5条 出張の申請を許可したときは、申請者は第3条の費用及び前条の手数料の概算額を納めなければならない。但し、当該官庁に於いてその必要がないと認める場合はこの限りではない。
- 前項の規定によつて納めた概算額につき精算をなした場合において、不足額があるときは申請書にこれを納めしめ過剰額があるときは申請書に私戻請求書を差し出させる。

付 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。
軍需部内職員受託出張規則は、これを廃止する。

(企画課)

依頼分析試験について

依頼試験・分析等の細目手数料の改正について

地質調査所では岩石・鉱物・石炭・天然ガス・地下水などの分析や鑑定の依頼に応じておりますが、去る5月1日から細目手数料を下記の通り改正しましたので、お知らせします。

なお申込手続きは、鑑定・定量・定性の別と希望事項を記し、試料（固体は200g以上1kgまで、液体またはガス体は2l以上）と一緒に当所あてにお送り下されば、依頼書と手数料額を連絡しますから、その依頼書によつて正式の手続きをして下さい。

記

依頼試験・分析等の細目手数料

I 鉱産物に関する化学分析

(1) 定性分析

指定成分の分析	毎1成分	300円
全成分または主要成分の分析	毎1件	600円—3,000円
分光分析	毎1件	600円

(2) 定量分析

指定成分の分析	毎1成分	500円
全成分または主要成分の分析	毎1件	1,000円—7,500円

石炭・亜炭類

工業分析（水分・灰分・揮発分・固定炭素・硫黄）	1,000円
工業分析および試験（上記10発熱量）	1,200円
元素分析（水分・灰分・全硫黄・炭素・水素・窒素）	2,700円

天然ガス（炭酸ガス・酸素・メタン・炭化水素等）1,000円

鉱泉・地下水類

5成分まで	1,500円
6成分以上10成分まで	2,000円
11成分以上15成分まで	2,500円

II 鉱産物に関する鑑定

肉眼鑑定	200円
顕微鏡による鑑定	300円
分析を要する鑑定（定性分析の附随）	500円

(庶務課)